

群馬県税務システム導入及び運用に係る業務委託 入札説明書等に対する質問及び回答

整理番号	資料種別	資料頁	質問内容	回答	公開日
1	【別添資料9】提案書及び付加点評価票	1	備考欄に「7_1～7_4は、現行システムにおいて、「システム化することにより、作業量が非常に抑えられている機能」あるいは「システム化されていないことにより、作業量が膨大になっている機能」であると記載があり、現行システムの運用を踏まえた提案が必要であると考えております。現行システムの運用が分かり、比較が行える資料を提供いただけますでしょうか。	当該の備考欄の記載は、現行システムにおける状況や課題を示したものであり、現行システムの運用を踏まえるよう指示したものではありませんので、現行システムの動作との比較ではなく、貴社が提案できる内容を記載してください。 なお、「【別添資料2】別紙1_要求仕様一覧」に記載している内容は、現行システムの動作がベースとなっておりますので、参考してください。	2025/5/7
2	【別添資料1】調達仕様書	9	2. 情報システムの要件（1）システム機能要件 「要求仕様一覧に満たさないものがある場合、代替手段、追加開発による補完または実現不可である旨を明示すること」との記載について、実現不可としたものは対応不要になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、情報システム要件記載の内容を満たすことが難しい場合には、提案書へ記載した内容でよろしいでしょうか	基本的な考え方は、いずれもお見込みのとおりです。 実現不可とするものについては、その理由（費用、期間、技術等）によっては、EUCやRPAでの補完について別途ご相談させていただく可能性があります。 また、要件仕様の中には業務上重要度が高いものもあるため、実現不可とするものは安易に対応不要と考えるのではなく、対策案等も併せて提案されることが望ましいです。	2025/5/7
3	入札説明書	5	1 4 落札者の決定方法（2）プレゼンテーション及びヒアリング プレゼンテーション及びヒアリングに関して日時等詳細についての通知受領後に通知内容に対する質問事項は受付けていただけるでしょうか	通知内容等の事務事項に対するご質問については受け付けます。	2025/5/7
4	入札説明書	5	1 4 落札者の決定方法（2）プレゼンテーション及びヒアリング プレゼンテーション及びヒアリングの際にデモンストレーション実施に関する記載がございませんが、「デモ機を用いたデモンストレーションの説明は不要」という理解でよろしいでしょうか	プレゼンテーションは、「【別添資料9】提案書及び付加点評価票」の備考欄で「※説明対象」としたものを中心に行っていただく予定です。 つきましては、「デモ機を用いたデモンストレーション」については、入札者の判断にお任せいたします。ただ、一事業者当たりのプレゼンテーション時間も限られておりますので、デモンストレーションを必須とはしない予定です。	2025/5/7
5	【別添資料1】調達仕様書	41	4. サービス提供業務の要件（3）機器等提供要件 記載されている内容の定義はブラウザ廃止（例IE廃止）等の予期せぬ事象を指しており、予め通知されているOSサポート停止等は費用内を含む認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、OSサポート停止等については、契約時点で予め通知されているものに限らず、契約締結後に発生するもの、発生が予想されるものも費用内に入ります。	2025/5/7
6	【別添資料1】調達仕様書	22	2. 情報システムの要件（1 2）システム全体図（想定） マイナンバー系にある端末から外部システム（LGWAN系）と自動連携する仕組みを構築することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、接続先のLGWAN系のシステムがインターネット系にも接続されたシステムの場合は、国等の公的基幹が構築したシステム等で十分に安全性が確保された相手との特定通信に限定し、税務業務合理化のための必要最小限としてください。	2025/5/7
7	【別添資料10】提案書機能要件評価表	1	提案書機能要件評価表の計算方法の基準として、▲：システム既存機能による代替案対応（職員の手作業によるもの）または市販ソフトを用いた対応またはEUCによる対応とありますが、このEUCとは、稼働後の保守まで含めて対応をすることを前提にしていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2025/5/7
8	【別添資料12】契約書	1～4	契約書の条文に関して契約前協議にて交渉が可能と理解してよろしいでしょうか 主に（解除等）第16条及び（損害賠償）第20条に関して群馬県様と締結した他契約事例を基に記載内容の交渉をさせていただきたいです。	「【別添資料12】契約書」については、群馬県で標準的に利用している案となります。最終的な契約書の条文については、群馬県と落札者として協議の上、決定します。	2025/5/7